

改正

平成20年3月28日告示第44号

平成21年3月4日告示第21号

平成25年3月29日告示第51号

平成26年3月31日告示第63号

平成28年3月25日告示第47号

平成31年3月26日告示第40号

松浦市障害者等日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、社会に適応する訓練を行うとともに、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息の確保並びに介護ができなくなった場合の一時的な保護のために障害者等の日中における活動の場を確保し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する障害者及び療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児をいう。
- (3) 日中一時支援サービス 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設又は学校の空き教室等において、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことをいう。

(実施主体)

第3条 松浦市障害者等日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は松浦市（以下「市」という。）とする。

(給付の対象)

第4条 事業は、障害者等が、市が指定する障害福祉サービス事業者（以下「指定事業者」という。）から受ける日中一時支援サービスの提供にかかる経費を給付の対象とする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、市内に住所を有し、自宅で生活する障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている者若しくはそれらの認定を受けることができる者を除く。ただし、市長が特に必要と認める者はこの限りではない。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、松浦市障害者等日中一時支援事業サービス利用申請書兼負担上限月額認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第7条 前条の申請があった場合、市長はその内容を審査し、日中一時支援サービスが必要と認めるときは、申請者に対して日中一時支援サービス利用決定通知書（様式第2号）により通知するものとし、日中一時支援サービスの利用決定を受けた者（障害児にあっては、その保護者。以下「利用者」という。）を日中一時支援事業利用登録者名簿（様式第3号）に登載するものとする。

2 市長は、内容を審査した結果、日中一時支援サービスが必要と認めないときは、申請者に対して日中一時支援サービス利用却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(認定期間及び受給者証)

第8条 事業を利用できる認定期間は1年を超えない範囲内とし、1か月を単位として利用期間を定めるものとする。

2 前項の利用期間以降も引き続き事業の利用を希望する者は、利用期間満了日の30日前までに第6条に規定する申請を行わなければならない。

3 第7条第1項の利用の決定を行ったときは、利用者に対し、決定の内容を記載した日中一時支援事業受給者証（様式第5号）を交付するものとする。

(費用の額)

第9条 日中一時支援に要する費用の額は、別表第1により算定した額とする。

(給付額)

第10条 市は、原則として、前条に基づいて算定した費用の額の9割（以下「給付額」という。）を利用者に給付するものとする。

2 利用者は、前条により算定された費用の額から給付額を差し引いた額（以下「利用料」という。）を負担するものとし、その利用料はサービスの提供を行った指定事業者へ直接支払うものとする。

(利用者の負担上限月額)

第11条 利用者の世帯の家計に与える影響その他の事情を斟酌し、1か月に利用者が負担する額
の上限(以下「利用者負担上限月額」という。)を別表第2のとおり定め、利用者はその額を超
えない範囲で利用料を負担するものとする。

- 2 利用料が、別表第2に掲げる所得基準に応じた負担上限月額を超えるときは、利用料から負担
上限月額を差し引いた額を給付額に加算して利用者に給付する。
- 3 市長は、災害その他の特別の事情があることにより、第1項の規定による負担が困難であると
認めるときは、これを一部又は全部免除することができる。
- 4 前3項の規定の適用を受ける者は、負担上限月額の認定を受けるために、第6条に掲げる申請
書に必要な事項を記入した上で事実を証する書類を添付し、市長に申請しなければならない。た
だし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、
当該書類を省略させることができる。

(利用者負担上限月額の変更)

第12条 市長は、事業の利用期間中において、利用者及び利用者が属する世帯の世帯員が次の各号
に該当することとなったときは、前条に規定する利用者負担上限月額を変更するものとする。

- (1) 世帯員が転入、転出又は死亡したとき。
 - (2) 市町村民税額の更正があったとき。
 - (3) 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第6条に規定する被保護者(以下「被保護者」
という。)となったとき。
 - (4) 被保護者でなくなったとき。
- 2 利用者は前項各号に該当する事由が発生した場合は、その事由を証する書面及び受給者証を添
えて市長に申し出なければならない。
 - 3 前項の申し出は第6条の申請を準用するものとする。
 - 4 市長は、第2項の申し出に関して変更の決定をしたときは、日中一時支援事業利用者負担上限
月額変更決定通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。
 - 5 利用者負担上限額の変更については、第1項第1号、第2号及び第4号は該当事由の発生した
月の翌月又は第2項の申出があった月の翌月から、第1項第3号は当該事由の発生した月から変
更することができるものとする。

(事業者の指定)

第13条 第4条の指定を受けようとする者は、松浦市障害者等日中一時支援事業指定事業者指定申

請書（様式第7号）とともに、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、あらかじめ事業者の指定を受けなければならない。

- (1) 管理運営の目的及び運営方針
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 事業実施施設の平面図及び位置図
- (4) 設備、備品一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 定款及び寄付行為
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定に関し市長が必要と認める事項
(決定及び通知)

第14条 市長は、前条の規定による申請があった場合、内容を審査し、指定の決定又は却下を行ったときは、松浦市障害者等日中一時支援事業指定事業者指定決定（却下 変更承認）書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(調査)

第15条 市長は、必要に応じ、指定事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、職員又は市長の指定した者をして、施設に立ち入り、その施設の設備や運営等について必要な調査をさせることができる。

(変更の届出等)

第16条 指定事業者は、第13条各号に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに松浦市障害者等日中一時支援事業指定事業者事項変更届（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

- 2 変更申請に対する承認の要否についての通知は第14条の規定を準用する。
- 3 指定事業者は、指定を取下げ、又は事業を休止する場合は、松浦市障害者等日中一時支援事業指定事業者（指定取下 事業休止）届（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

(指定の取消)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定事業者が第13条の各号に掲げる基準に従って事業を継続的に運営することができなくなったと認められるとき。
- (2) 指定事業者が不正の手段により指定を受けたとき。
- (3) 日中一時支援事業費の請求に関し、不正があったとき。

(4) 指定事業者又はその従業者が第15条の規定により行う市の調査に応じないとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合は、松浦市障害者等日中一時支援指定事業者取消決定書（様式第11号）により通知するものとする。

(利用回数)

第18条 利用者の年間の利用回数は、84回を限度とし、年度はまたがらないものとする。ただし、障害者等の心身の状態、家庭の状況等を勘案し、市長が必要と認める回数まで利用することができるものとする。

(秘密の保持)

第19条 事業に携わるものは、正当な理由なく、その業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務に携わらなくなった後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 事業の実施に際し、取り扱われる個人情報については、松浦市個人情報保護条例（平成18年松浦市条例第14号）の規定を遵守しなければならない。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年告示第44号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市障害者等日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第21号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第51号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第63号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第47号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第40号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	入浴	送迎 (片道)
障害者 区分6	2,220円	3,330円	4,450円	4,890円	410円	540円
障害者 区分5	1,890円	2,830円	3,780円	4,150円	410円	540円
障害者 区分4	1,560円	2,340円	3,120円	3,430円	410円	540円
障害者 区分3	1,400円	2,100円	2,810円	3,090円	410円	540円
障害者 区分2	1,210円	1,810円	2,420円	2,660円	410円	540円
障害者 区分1	1,210円	1,810円	2,420円	2,660円	410円	540円
障害者 (障害支援 区分未決定 者)	1,210円	1,810円	2,420円	2,660円	410円	540円
障害児	1,560円	2,340円	3,120円	3,430円	410円	540円
重症心身障 害児(者)	6,000円	9,000円	12,000円	13,200円	410円	540円
遷延性意識 障害児(者)	3,500円	5,250円	7,000円	7,700円	410円	540円

遷延性意識障害児(者)欄の単価については、指定事業者が医療機関であって、法第5条第8項に規定する短期入所の便宜を供与する事業者として都道府県知事から指定を受けている場合で、利用者が遷延性意識障害児(者)(医師により、平成15年2月21日厚生労働省告示第39号「厚生労働大臣が定める基準」に掲げる者と認められる者)若しくはこれに準ずる障害児(者)又は医師により筋萎縮性側索硬化症等のニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者で

ある場合に適用する。

重症心身障害児（者）欄の単価については、指定事業者が医療機関であって、法第5条第8項に規定する短期入所の便宜を供与する事業者として都道府県知事から指定を受けている場合で、利用者が重症心身障害児（者）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（者）をいう。）である場合に適用する。

※食事提供に要した費用、光熱水費、材料費等は実費負担

別表第2（第6条、第11条関係）

所得基準に応じた区分	条件	利用者負担上限月額
生活保護世帯	第7条の規定による利用決定がなされた日（以下「決定日」という。）において、利用者の世帯員全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者である場合	0円
市町村民税非課税世帯	決定日の属する年度（決定日が4月から6月にあつては前年度とする。以下同じ。）の市町村民税について、利用者が属する世帯の世帯員全員が、均等割・所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。）以下同じ。）とも非課税の場合	2,500円
市町村民税課税世帯	決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者が均等割課税のみである場合又は所得割額が33,000円未満である場合	5,000円
	決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者の所得割額が33,000円以上235,000円未満である場合	10,000円
	決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者の所得割額が235,000円以上で	20,000円

	ある場合	
--	------	--